

令和８年度 秋葉区児童館管理運営業務委託 受託者選定プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和８年度 秋葉区児童館管理運営業務を受託する民間事業者をプロポーザル（企画提案）方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

（１）名称

令和８年度 秋葉区児童館管理運営業務委託

（２）業務内容

別添「令和８年度 秋葉区児童館管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
ただし、契約前の協議によって、その一部を変更することがある。

（３）履行期間

令和８年１０月１日から令和９年３月３１日まで

（４）委託予定上限額

上限額 １２，０００，０００円（消費税及び地方消費税は非課税）

※見積書に記載される金額が、この上限額を超える場合は審査の対象外とする。

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （１）秋葉区児童館の設置目的を十分理解し、施設の業務を行うことができる法人、その他団体（以下「団体」という）であること。法人格は必須ではないが個人は申請不可。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （３）参加表明書提出時に市内に本店または支社、支店、営業所等があり、かつ、当該本支店営業所等が新潟市競争入札資格者名簿に登録されていること。
- （４）参加表明書の提出から契約の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。
- （５）国税、県税及び市税に未納がないこと。
- （６）次の申し立てがされていない者であること。
 - ア 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申し立て
 - イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更正手続開始の申し立て
 - ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破産手続開始の申し立て
- （７）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１条）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第３号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- （８）政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条の規定によるもの）でないこと。

- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 共同企業体の場合、次の要件を満たすこと。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
- ア 共同企業体は3社以内で構成され、構成団体は前記の要件をすべて満たしていること。
 - イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - ウ 共同企業体は代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市との契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
- (11) 本委託業務と同様又は類似する業務（児童厚生施設や放課後児童クラブ、その他子育て関連施設等）について、直営又は過去5年以内の地方公共団体若しくは民間企業・団体等との契約実績があること。

5 スケジュール

実施日	内容
令和8年7月17日（金曜）	公募開始（市ホームページに掲載）
令和8年7月24日（金曜）	参加表明書及び質問書提出期限
令和8年7月29日（水曜）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
令和8年8月7日（金曜）	企画提案書提出期限
令和8年8月18日（火曜）	選定委員会
令和8年8月18日（火曜）	選定結果通知・委託候補者決定

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 単独の場合：様式1-1「参加表明書（単独応募用）」
- イ 共同企業体の場合：様式1-2「参加表明書（共同企業体用）」
様式2「共同企業体協定書兼委任状」

(2) 提出部数：各1部

(3) 提出期限：令和8年7月24日（金曜）午後5時必着

(4) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする）

7 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、下記のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類：様式3「質問書」

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：令和8年7月24日（金曜）午後5時必着

(4) 提出方法：持参、郵送、電子メールのいずれか（郵送の場合は、提出期限必着とする）

※電話によるお問い合わせにはお答えできません。

(5) 回答方法：令和8年7月29日（水曜）までに、参加表明書を提出した事業者全員に回答を電子メールで送信するとともに、新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書提出後の辞退について

参加表明書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する事業者は、次により辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類：様式4「参加辞退届出書」
- (2) 提出部数：1部
- (3) 提出期限：令和8年8月7日（金曜）午後5時必着
- (4) 提出方法：持参、郵送、電子メールのいずれか（郵送の場合は、提出期限必着とする）

9 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	内容・様式
①	企画提案書届出書	様式5
②	誓約書	様式6
③	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	様式7
④	企画提案書	様式8（任意の様式でも可。作成方法は本要領10を参照）
⑤	会社概要説明書	任意様式（パンフレットでも可）
⑥	直営、契約実績	任意様式（契約書の写しでも可。発注者・業務名・業務内容・期間が確認できるもの）
⑦	見積書	任意様式

(2) 提出部数：正本1部、副本8部（④企画提案書のみ）

※客観的な評価を確保するため、企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（企業名や社章等）を一切記載しないこと。

- (3) 提出期限：令和8年8月7日（金曜）午後5時必着
- (4) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする）
- (5) 企画提案書の取扱い

ア 企画提案書は1事業者につき1案とし、2案以上の提出はできない。企画提案書提出後における提出物の差替え、内容の追加または変更は認めない。

イ 提出された企画提案書等は、一切返却しない。本プロポーザルの選考等の目的以外には使用しないものとし、市が責任をもって管理、処分を行う。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとするが、新潟市情報公開条例（昭和61年条例第43号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。

エ 著作権は、原則として企画提案書を作成した事業者に帰属する。ただし、審査に必要な場合において、提案書及び添付書類を複製することがある。

オ 著作権、特許権等の日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用

した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

1 0 企画提案書作成上の注意

(1) 様式について

ア 様式は全てA4判とし、左綴じで製本すること。ただし、図表等については必要に応じてA3判も可とし、その場合はA4判と同じサイズに折り込むこと。

イ 全体的な見やすさ、分かりやすさを考慮して作成すること。また、A4判換算で両面印刷10枚（20ページ）以内とする。ただし、表紙、目次は枚数に含めない。

また、本文を補完するためのイラスト、写真及び図表の使用は可とする。

(2) 記述方法について

別紙1評価基準の項目順に作成するものとし、記載にあたっては本プロポーザルの内容を理解し、子ども達の自由に遊べて学べる安全・安心な居場所である児童館に対する認識を踏まえ、提案者が提供できる役割や機能等を記載すること。また、工夫した点や独自の視点からの提案について記載すること。

1 1 見積書作成上の注意

見積書の様式は任意とするが、仕様書の内容を十分確認し、委託予定上限額の範囲内で、本業務委託に係るすべての経費について、経費区分が分かるようできるだけ詳細に記載すること。

1 2 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。なお提案者が多数の場合には、企画提案書の評価による一次審査を実施し、対象者を限定した上でプレゼンテーションを実施する。その場合は別途連絡する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は、総括責任者を含め最大3名までとする。

エ プレゼンテーション審査の時間は、一者あたり30分（説明15分、質疑15分）とする。

オ プレゼンテーションに必要な機材等は各自準備すること。ただし、アンプ（マイク付き）、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備する。

カ 別紙1評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。

その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。

キ 提案者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、すべての提案者に電子メールで通知するほか、新潟市ホームページに、最優秀提案者の名称、得点の合計を掲載する。その他の提案者については、提案者名を伏せて得点の合計を掲載する。なお、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

1 3 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 審査により決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- イ 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24条）第31条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、あらかじめ書面により承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を委託することを可とする。

1 4 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ア 「4 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者
- イ 提案書の提出期限に遅れた者
- ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者
- オ 本要領に定める委託予定上限額を超える見積金額を提案した者

(2) その他

- ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、新潟市において複製を作成する場合がある。
- エ 選定結果について異議申立ては認めない。
- オ 受託者の名称は公表できるものとする。
- カ 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

1 5 施設の概要

- (1) 名 称 秋葉区児童館
- (2) 所在地 新潟市秋葉区程島 1979 番地 4 (新津健康センター内)
- (3) 規 模 敷地面積 : 5,391.00 m²
延床面積 : 3,626.00 m² (うち秋葉区児童館 551.98 m²)
- (4) 施設内容 鉄骨コンクリート造 3 階建・建築年 : 平成 6 年 1 月・駐車場台数約 80 台
【児童館施設】
事務室、遊戯室、集会室、図書室、男子・女子トイレ、倉庫、学習スペース、フリースペース

1 6 施設管理に関する条例等

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
労働関係調整法 (昭和 21 年法律第 25 号)
最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
新潟市暴力団排除条例 (平成 24 年条例第 61 号)
新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 5 年条例第 4 号)
新潟市情報公開条例 (昭和 61 年条例第 43 号)
新潟市行政手続条例 (平成 9 年条例第 2 号)
新潟市財産条例 (平成 25 年条例第 5 号)
新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 (平成 27 年新潟市条例第 49 号)
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
新潟市児童館条例 (昭和 39 年条例第 19 号)
新潟市児童館条例施行規則 (平成 19 年規則第 103 号)
新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年条例第 77 号)
児童館の設置運営について (平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知)
児童館の設置運営について (平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知)
児童館ガイドライン (令和 6 年 12 月 3 日付こ成環第 300 号こども家庭庁成育局長通知)
新潟市子ども条例 (令和 3 年条例第 64 号)
こどもの居場所づくりに関する指針 (令和 5 年 12 月 22 日)
「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年 6 月 26 日こ成安第 74 号こども家庭庁成育局長通知)
児童虐待の防止等に関する法律 (平成 12 年法律第 82 号)

1 7 問い合わせ・各種書類提出先

新潟市秋葉区役所健康福祉課 児童福祉担当
〒956-8601
新潟市秋葉区程島 2009 番地 秋葉区役所 1 階
TEL 0250-25-5683 (直通)
FAX 0250-22-8250
E-mail: kenko.a@city.niigata.lg.jp

【別紙 1】評価基準

評価項目	評価基準・視点等	配点
開館準備	開館までに、資格職等を含む従事者の確保などの準備ができる見通しがあるか。	10
実施体制等	本事業の実施にあたり、必要な実施体制、連絡体制、研修体制等が確保されているか。	10
施設管理等	施設管理や運営方法について、関係団体との連携体制が検討されているか。	10
こども達への遊び・学びの提供	こども達への遊び・学びの提供について、創意工夫がなされているか。	20
安全対策等	利用者であるこども達の安全対策が十分に取られているか。	10
	緊急連絡網や危機管理マニュアルに基づいて、緊急時の役割分担、体制が明確になっているか。	10
利用者アンケート	アンケート調査は、利用者の意見・要望を的確に把握できる内容となっているか。	5
独自提案	本事業において、追加提案があり、その事業効果が期待できるか。広報の周知が効果的なものか。	10
個人情報	個人情報の適切な取り扱いや苦情処理についての十分な措置を行う計画となっているか。入退館の管理に反映されているか。	10
経費	見積額は予算の範囲内であり、かつ適正な予算配分となっているか。	5
合計		100

※得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。

※評価の結果、複数の提案者が同点で候補者となった場合には、見積額の最も低い提案者を最優秀提案者として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を最優秀提案者として決定する。